

## 新潟市こども家庭センターの設置及び運営に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2第1項の規定により、本市に居住する児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的に新潟市こども家庭センター（以下「センター」という。）の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

### (名称及び設置)

第3条 センターは、各区役所健康福祉課内に置くものとし、名称は次のとおりとする。

名称	設置場所
新潟市北区こども家庭センター	新潟市北区役所健康福祉課
新潟市東区こども家庭センター	新潟市東区役所健康福祉課
新潟市中央区こども家庭センター	新潟市中央区役所健康福祉課
新潟市江南区こども家庭センター	新潟市江南区役所健康福祉課
新潟市秋葉区こども家庭センター	新潟市秋葉区役所健康福祉課
新潟市南区こども家庭センター	新潟市南区役所健康福祉課
新潟市西区こども家庭センター	新潟市西区役所健康福祉課
新潟市西蒲区こども家庭センター	新潟市西蒲区役所健康福祉課

### (支援の対象者)

第4条 センターにおける支援の対象者は、本市に居住する児童及びその家庭（里親及び養子縁組を含む）並びに妊産婦とする。ただし、市長が必要と認める対象者がいた場合はその限りではない。

### (業務内容)

第5条 センターは、法に基づき、次に掲げる業務を行い、切れ目のない一体的な支援を実施することとする。

- (1) 児童福祉法第10条の2の規定に基づく業務
- (2) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条の規定に基づく業務
- (3) 児童福祉法第25条の2第5項に定める要保護児童対策調整機関としての業務

(4) 児童福祉法第21条の18に定める家庭支援事業の利用勧奨及び措置に係る業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 センターは、前項各号に掲げる業務を行うに当たって、関係機関等との連携を図る。

#### (職員の配置)

第6条 センターには、センター長並びに母子保健及び児童福祉を連携統括する統括支援員を配置するほか、前条第1項各号に掲げる業務を行うため、国の設置運営要綱に従い、次に掲げる各専門職の支援員を配置する。

(1) 子ども家庭支援員

(2) 虐待対応専門員

(3) 保健師、助産師等

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める職員

2 センター長は、各区役所健康福祉課長をもって充てる。

3 統括支援員は、各区役所健康福祉課長補佐をもって充てる。

#### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(新潟市子ども家庭総合支援拠点実施要綱の廃止)

2 新潟市子ども家庭総合支援拠点実施要綱（令和4年4月1日施行）は、廃止する。